

北山村技術職確保奨学金返済支援制度について

大学等での専門技術の修学のために奨学金の貸与を受けた者に対し、奨学金の返還に要する経費の支援を行うことにより、北山村の技術職員を確保し、地域行政の充実に資するため助成金を交付します。

(1) 助成対象者

助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- ① 北山村で技術職員(※)として採用され奨学金の返還を必要とする者、或いは技術職の習得のために大学等で修学している者で、卒業してすぐに資格を取得し北山村で技術職員として就業する意志のある者で奨学金の返還を必要とする者。
- ② 助成金の交付を受けようとする期間において、本助成金と同様な奨学金の返還支援を目的とする助成を受けていない者。

(※)技術職員とは「保健師」「土木技術職」「建築技術職」

(2) 助成金額

助成金額は、助成対象者が助成金の交付申請日の属する年度内に返還する予定の奨学金の額(※)となります。ただし、貸与された月額奨学金が5万円を上限として返還する額で、奨学金を一括して返還する必要がある場合は、交付上限総額240万円を限度として申請により助成します。

(※)返還遅延により生じた延滞金は含まない。

(3) 助成対象期間

現に奨学金を返還する期間とする。ただし助成総額が交付上限総額(240万円)を超える場合は、その月までとする。

(4) 助成金交付条件

本助成金の交付を受ける者は、技術職員として北山村に採用され、一定期間以上継続して就業することを条件としており、その条件は次の通りとする。ただし、いずれの場合も病気等を理由に欠勤あるいは休職した場合、産前産後休暇を取得した場合、育児、介護休業を取得した場合は、その期間分は就業した期間に算入しない。

- ① 交付上限総額の7.5割を超え10割以下の額を交付されている者 4年勤務
- ② 交付上限総額の5割を超え7.5割以下の額を交付されている者 3年勤務
- ③ 交付上限総額の2.5割を超え5割以下の額を交付されている者 2年勤務
- ④ 交付上限総額の2.5割以下の額を交付されている者 1年勤務

(5) 助成金の返還

村長は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成金の返還を命ずる。

- ① 当村の採用を辞退したとき。
- ② 大学等を卒業してすぐに資格を取得し北山村で技術職員として就業する意志のある者として助成金の交付を受けたものが、修学途中で当村に就業しないとした場合。
- ③ 助成金交付条件の就業期間を満たさずに退職したとき。

※詳細につきましては、北山村役場総務課 人事担当係まで